

作成日：2006年10月1日

ウルグアイ東方共和国

特許庁等所在地

Ministerio de Industria, Energia y Minería, Dirección Nacional de la
Propiedad Industrial

Rincon 717,
Montevideo
Uruguay

TEL: 598-2-902-5771

FAX: 598-2-903-1140

E-mail: dnpiuy@adinet.com.uy

ホームページ: <http://dnpi.gub.uy/>

ウルグアイ東方共和国 (UY)

ORIENTAL REPUBLIC OF URUGUAY

ウルグアイの概要：

ウルグアイは、南米大陸の大西洋側に位置しブラジル及びアルゼンチンと国境を接しております。

ウルグアイの総面積は、約 17.6 万 k m²で人口は約 343 万人、首都はモンデビデオにあります。公用語はスペイン語で、使用されている通貨はペソです。

主な産業は、牧畜、羊毛業、食品加工業で、主要な貿易相手国としてはブラジル、米国又アルゼンチン等です。

現行法：

2000 年 1 月 18 日施行の発明に関する特許法が適用されております。

加盟している主な国際条約：

- (1) パリ条約
 - (2) パンアメリカン条約
 - (3) 世界知的所有権機関を設立する条約 (WIPO)
 - (4) 植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV)
 - (5) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- 等です。
- 特許協力条約 (PCT) には、加盟しておりません。

出願に必要な書類：

- (1) 手続言語：スペイン語です。
- (2) 願書
出願人の名称及び住所、発明者の氏名及び住所や発明の名称等を記載します。
- (3) 明細書、クレーム、必要な図面及び要約
- (4) 委任状 (Power of Attorney)
出願人が署名します。認証は不要です。
- (5) 譲渡証 (Assignment)
譲受人が出願する場合に必要です。譲渡人及び譲受人が署名し、領事認証

(Legalization)を受けなければなりません。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張する場合に必要です。出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

(7) 優先権証明書翻訳文 (Translation of Priority Document)

翻訳者の宣誓した翻訳文を、出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

(8) 優先権譲渡証 (Priority Assignment)

優先権主張の基礎となる出願の出願人とウルグアイ出願の出願人が異なる場合に必要となります。

領事認証が必要です。

出願から特許まで：

出願書類が提出されますと、特許庁は先ず方式的要件を満たしているか否かの審査を行います。

(1) 方式的審査

方式的要件不備の場合、出願人にその旨通知され、出願人は30日以内に応答する必要があります。応答しなかった場合出願は放棄されたものとみなされます。

(2) 出願公開

出願は、出願日から18ヵ月後（優先権が主張されている場合は、優先日から18ヵ月後）公開されますが、出願人は公開料金を納付しなければなりません。

公開後、何人も出願に対して情報提供をすることができます。

(3) 実体審査

ウルグアイは、審査料金を出願公開の日から120日以内に納付する必要がありますので、審査請求制度を採用していると言えます。

特許要件はウルグアイ特許庁により審査されます。審査料金が上記期間内に納付されなかった場合は、出願は放棄されたものとみなされます。

① 不特許事由：

特許要件として、新規性、進歩性及び産業上の利用性について規定されておりますが、次のものは不特許事由として規定されております。

- ・ 出願に係る発明が、発見や科学的理論又算術的方法の場合。
- ・ 出願に係る発明が、遊戯方法やルールに該当する場合。
- ・ 出願に係る発明が、文学や芸術作品の場合。
- ・ 出願に係る発明が、コンピュータプログラムに該当する場合。

- ・ 出願に係る発明が、単なる情報の提供に過ぎない場合。等です。

② 新規性：

絶対新規性が採用されております。

従いまして、出願日又は優先日前に出願に係る発明が世界中で、公知、公用又は刊行物に記載されている場合には、新規性がありません。

但し、一定の場合、新規性喪失の例外が適用される旨、規定されております。

- (4) 実体審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合は、拒絶理由通知が発せられ出願人はその日から3ヶ月以内に応答しなければなりません。

この通知に対し、出願人は明細書等の補正や意見書を提出することができます。

また、出願人は特許の付与前に、特許出願を実用新案出願又は意匠登録出願に変更することもできます。

更に、出願人に審査が終了するまで、自発的に出願を分割することもできます。

- (5) 特許要件が満たされていると判断された場合、特許査定がなされ、その日から60日以内に特許付与手数料を納付する必要があります。

その後特許が登録され、出願人に特許証が送付されます。

- (6) 一方、特許要件を満たしていないと判断された場合には、拒絶査定がなされます。この査定に不服の場合には、その査定の日から10日以内に特許庁に申し立てをすることができます。

無効審判：

利害関係を有する者は、特許庁に無効審判を請求することができます。

無効理由としては、

- ① 特許要件に反して特許となった場合。
 - ② 明細書等の記載が不備なため発明を明確に把握できなかった場合。
 - ③ 特許を受ける権利を有していない者が特許権者となった場合。
- 等です。

侵害：

正当権限なき者による次の行為は侵害とみなされます。

- ① 特許発明に係る物を、製造、販売の申出、また輸入をする行為。
- ② 特許発明が方法の場合、その方法を使用する行為。製造方法の場合は、その

方法により得られた物を、製造、販売の申出、輸入をする行為。
侵害訴訟は、特許庁に提起します。
救済方法としては、差止請求や損害賠償の請求をすることができます。
また、刑罰の対象にもなります。

特許権の存続期間：

- (1) 出願日から 20 年です。
- (2) 最初の年金は特許査定の日から 60 日以内に納付する必要があります。
第 2 年目以降は、特許日を基準として翌年のその日までに納付する必要があります。
なお、出願維持年金の納付は不要です。

特許出願費用の一覧表：(2006 年 9 月現在 単位：米国ドル)

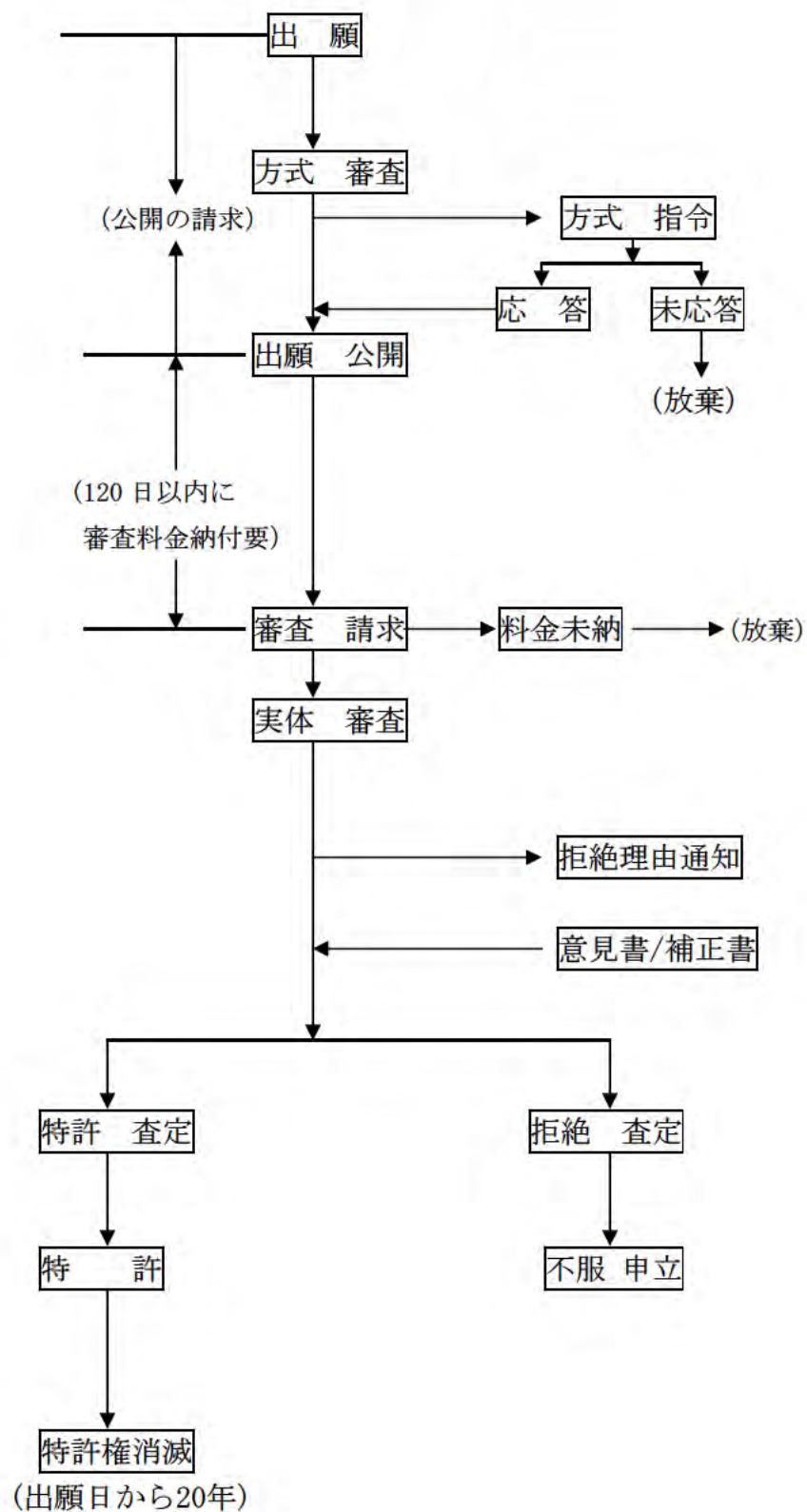
出願料金	122
現地代理人手数料	約 700
優先権主張手数料	約 100
登録料金（1 年度年金含む）	305
現地代理人手数料	約 300
・ 2 年度	110
・ 3 年度	110
・ 4 年度	110
・ 5 年度	110
現地代理人手数料（各年度）	約 150
・ 6 年度から 20 年度 （各年につき）	110
現地代理人手数料（各年度）	約 250

《出願に際し留意すべき事項》

- (1) ウルグアイ国を含みメキシコ国や南米の国々に出願を予定している場合、それぞれの国の現地代理人を選定することも一つの方法です。
しかし、良い現地代理人を選定することは容易ではありません。
そこで、手続言語がスペイン語で共通しており、出願人にとってウルグアイ国の特許手続等の不慣れな点を考慮し、アルゼンチン等の大手の現地代理人に出願を一括して委任することもメリットが大きいのではないのでしょうか。
- (2) 出願の際には、スペイン語の明細書等を特許庁に提出する必要があります。
従いまして、出願することを決定した場合には、なるべく早期に英文明細書を現地代理人に送付し、現地代理人に対して十分なる翻訳時間を与えることが望まれます。
仮に、現地代理人側が翻訳するために時間的余裕がないと判断した場合、対応出願国としてアルゼンチン国やメキシコ国が含まれている場合には、それらの国でスペイン語への翻訳が完了している場合、その翻訳文をウルグアイ国の出願用明細書として援用することも考慮する必要があります。
- (3) 出願書類中に、領事認証手続が要求されている書類が含まれております。
この領事認証手続には、出願人や発明者からの公的書類が必要となります。
特に、共同出願人として外国の法人や発明者として外国人が含まれている場合には、手続きに相当な時間がかかることが予想されます。
従いまして、出願人としては、ウルグアイ国に出願することを決定した場合には、早めにこの手続きを進めておくべきでしょう。
手続きが遅れたために、提出期間内にこれらの書類の提出ができなかったという場合が考えられるからです。
- (4) 説明しましたように、ウルグアイ国では審査請求制度が採用されており、その期限が出願公開日から 120 日以内とされております。
一般的に、出願公開日に関しては特別な注意を払わず、軽視しがちです。
しかし、ウルグアイ国ではこの公開日が審査請求期限の起算日となっておりますので、その期限管理には十分留意することが必要です。この期限内に審査料金を納付できなかった場合、出願は放棄されたものとみなされてしまいます。
- (5) 明細書等を補正した場合、また特許となった場合には、必ずクレームの英語訳を送付してもらうようにすべきでしょう。
スペイン語のみですと、内容の判断が困難な場合が多く、後日侵害等の問題

が生じた場合にクレームの解釈に関し疑義が生じる可能性が高いからです。

特許出願から特許権消滅まで



実用新案制度 (Utility Model)

定義：

実用新案とは、物品の形状や構造で、例えば、工具、機械、装置等で、有益な改良やより優れた結果等が得られる物と、定義されております。

現行法：

2000年1月18日施行の実用新案法が適用されております。

特許との相違点：

- (1) 特許の場合とは異なり、実用新案登録出願には必ず図面の提出が必要です。
- (2) 実用新案登録を受けるための要件として、進歩性も規定されておりますが、特許ほどの進歩性は要求されておられません。

出願に必要な書類：

特許の場合と同様です。

但し、上述しましたように、図面が必須の提出書類となっております。

出願から登録まで：

特許出願と同様です。

従いまして、実用新案登録出願においても、

- (1) 出願日 (又は優先日) から 18 ヶ月以内に出願公開の請求が必要となります。
- (2) 審査請求制度が採用されておりますので、出願公開日から 120 日以内に審査請求をしなければなりません。

実用新案権の存続期間：

- (1) 出願の日から 10 年です。
- (2) なお、5 年間 1 回のみ期間を延長することができます。従いまして、最大出願日から 15 年間となります。

実用新案出願費用の一覧表：(2006年9月現在 単位：米国ドル)

出願料金	61
現地代理人手数料	約 560

年金：

登録料金(最初の年金含む)	110
現地代理人手数料	約 280
・ 2年度から 5年度(各年)	37
現地代理人手数料(各年)	約 150
・ 6年度から 15年度(各年)	37
現地代理人手数料(各年)	約 250

意匠制度(Design)

現行法：

2000年1月18日に施行されている意匠法が適用されております。

定義：

意匠とは、装飾的かつ独創的な物品で、物品の外観と定義されております。

出願に必要な書類：

(1) 願書

出願人の名称及び住所、創作者の氏名及び住所、及び優先権の情報等を記載します。

(2) 明細書及びクレーム

特許出願と同様に提出が必要とされておりますが、これらの書類の提出が不適切な場合は、不要とされております。

(3) 意匠の物品を表す図面又は写真

(4) 委任状(Power of Attorney)

(5) 譲渡証(Assignment)

譲受人が出願をする場合に提出が必要です。

譲渡人と譲受人がそれぞれ署名し、その署名は領事認証(Legalization)を受けなければなりません。

(6) 優先権証明書(Priority Document)

優先権を主張して出願をする場合に必要です。

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(7) 優先権証明書の翻訳文

優先権証明書の英訳文を現地代理人に送付する必要があります。

(8) 優先権譲渡証(Priority Assignment)

優先権の基礎となる出願の出願人とウルグアイ出願の出願人とが異なる場合に必要となります。

この譲渡証も領事認証を受ける必要があります。

出願から登録まで

必要な書類が提出されると、方式審査及び実体審査が行われます。

(1) 不登録事由:

次のものは、意匠登録を受けることができません。

- ① 意匠の定義に合致しない意匠の場合。
 - ② 意匠に係る物品が機能に不可欠の形状からなる意匠の場合。
 - ③ 意匠が具体的でない場合。
 - ④ 意匠が公序良俗に反するおそれがある場合。
- 等です。

(2) 新規性:

次に掲げる意匠は、新規性を有しません。

- ① 意匠登録出願日前(優先権を主張する場合は、優先日前)にその意匠が世界のいずれかの国において、公然知られ、使用され又は公衆に利用される状態にある意匠です。絶対新規性を採用しております。
- ② 先の出願の意匠と同一である意匠。
- ③ 但し、一定の場合には、新規性を喪失しない旨の規定があります。

(3) 方式的要件を満たした出願は、出願後 12 ヶ月経過後に公開されます。

利害関係を有する者は、公開日から所定の期間内に意匠出願が登録要件を満たしていない旨を記載した、書面を提出することができます(情報提供)。

(4) その後、特許庁は出願に係る意匠が登録要件を満たすか否かの審査を行います。

登録要件を満たしていると判断をした場合は、意匠登録をすべき旨の決定を行います。

この意匠登録すべき旨の決定の通知日から 60 日以内に登録付与の料金を納付することにより、登録され登録証が発行されます。

(5) 一方、出願が登録要件を満たしていないと判断された場合は、出願人にその旨通知され、意見書や補正書の提出機会が与えられます。

出願人の提出した意見書等によっても、なお登録要件を満たしていないと判断された場合には、出願は拒絶されます。

意匠権の存続期間

(1) 出願日から 10 年間です。

但し、5 年間に付き 1 回、延長することができます。

(2) 最初の年金は、登録付与の決定の日から所定の期間内に登録料と同時に納付し、その後の年金は毎年登録日を基準として納付しなければなりません。

意匠登録出願費用の一覧表 (2006 年 9 月現在 単位 ; 米国ドル)

出願料金 61

現地代理人手数料	560
優先権主張手数料	100
登録料(1年度年金含む)	110
現地代理人手数料	280
年金：	
・ 2年度から5年度(各年度)	37
現地代理人手数料(各年度)	150
・ 6年度から15年度(各年度)	37
現地代理人手数料(各年度)	250

商標制度(Trademark)

現行法

1998年10月17日に施行された商標法が適用されております。

定義

商標とは、他人の商品又はサービスと商品又はサービスを識別することができる標識と、定義されております。

この標識には、容器の形状のような三次元商標をも含み、音響商標や芳香商標も保護の対象となっております。

加盟している主な国際条約

- (1) パリ条約(Paris Convention)
- (2) 標章の登録のための商品又はサービスの国際分類に関するニース協定等です。

商標保護の形態

- (1) 証明商標
 - (2) 保証商標
 - (3) 団体商標
- 等が商標として保護されます。

出願に必要な書類

ウルグアイは、一商標多区分制を採用しておりますので、一出願において、複数の商品及び役務の区分を指定することができます。

- (1) 願書
出願人の名称や住所や優先権の情報等を記載します。
- (2) 国際分類に従った区分を示した商品又は役務のリスト
- (3) 商標見本
- (4) 委任状(Power of Attorney)
認証は不要です。
- (5) 優先権証明書(Priority Document)
優先権を主張して出願をする場合に必要です。

優先権証明書の翻訳文も必要です。

提出期限は、出願日から 90 日以内です。

出願から登録まで

出願に必要な書類が提出されると、特許庁は方式、登録要件について審査します。

(1) 出願が出願日を認定するに十分な要件を満たした場合、出願は公告されます。その公告後、第三者は異議申し立てをすることができます。

(2) 不登録事由：

不登録事由として、次のような内容が挙げられております。

- ① 国家の名称や国家機関の表象や印章の場合。
- ② 国際機関の記章の場合。
- ③ 商品やサービスの一般的名称の場合。
- ④ 公序良俗に反する場合。
- ⑤ 登録商標と同一又は類似する商標であって、同一又は類似する商品やサービスに使用される商標の場合。

等です。

(3) 出願公告後、方式的要件を満たした出願は、実体審査の対象となります。

(4) 審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合、30 日の指定期間内に意見書や補正書を提出することができます。

商標の補正はできませんが、商品又はサービスの区分を減縮する補正は認められます。

(5) 異議申し立てもなく、また登録要件を満たしていると判断された場合、登録され登録証が発行されます。

(6) 登録要件を満たしていないと判断された場合、その決定の日から 10 日以内に不服申し立てを特許庁に対してすることができます。

商標権の存続期間

(1) 登録日から 10 年間です。

(2) 更新登録出願は、存続期間の満了前 6 ヶ月以内にしなければなりません。

不使用による取消し

不使用による商標登録の取消しは規定されておられません。

商標登録出願費用の一覧表 (2006 年 9 月現在 単位：米国ドル)

商標出願料金：

1 区分の場合 61

1 区分追加	37
登録料金	24

出願から商標権消滅まで

